

高畠町農業委員会第30回総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月25日(金) 午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 高畠町役場 第1委員会室

3. 出席委員(14名)

| | | | | | | | |
|----|-----|------|-----|----|-----|------|----|
| 会長 | 1番 | 山口令和 | 委員 | | | | |
| | 2番 | 宇佐美 | 仁 | 委員 | 3番 | 山田文則 | 委員 |
| | 4番 | 菅野 | 仁一 | 委員 | 5番 | 黒田雅幸 | 委員 |
| | 7番 | 横山 | 裕一 | 委員 | 8番 | 戸田雄市 | 委員 |
| | 9番 | 長谷川 | みどり | 委員 | 10番 | 齋藤浩紀 | 委員 |
| | 11番 | 齋藤 | 真徳 | 委員 | 12番 | 庄司和美 | 委員 |
| | 14番 | 佐藤 | 泰彦 | 委員 | 15番 | 大浦健一 | 委員 |
| | 16番 | 菅野 | 誠 | 委員 | | | |

4. 欠席委員(2名)

| | | | | | | |
|----|----|---|----|-----|------|----|
| 6番 | 高橋 | 稔 | 委員 | 13番 | 安部美紀 | 委員 |
|----|----|---|----|-----|------|----|

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事項

| | | |
|--------|---|-----|
| 報第67号 | 新規就農者の申出について…………… | 1件 |
| 報第68号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について…………… | 6件 |
| 報第69号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について…………… | 10件 |
| 議第138号 | 農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について…………… | 5件 |
| 議第139号 | 農地法第3条第1項の規定による賃貸借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について…………… | 7件 |
| 議第140号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定 | |

事務局次長

ただいまより第30回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。宇佐美代理、お願いします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局次長

ありがとうございます。

それでは、山口会長よりご挨拶をお願いします。

山口会長

大変ご苦労さまでございます。

11月9日からの県外研修、ご参加いただいた方については誠にありがとうございました。研修のレポートについては今日までということでありましたけれども、ひとつその辺もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、11月18日には県大会ということで、地元南陽で開催されたわけでございます。全議案について決定されて、今後、県選出国會議員へ要請活動を行うということで、11月30日に東京で会長会がありまして、それに出席して、要請を行ってまいりたいという考えであります。

そういった中で、大会でも農業の情勢は非常に厳しいということでもございました。ましてや来年度からは肥料の高騰ばかりではなくて、いろいろなものが高騰する状況でありますので、ぜひ何とか努力によって困難を打ち破って、来年の営農計画を立てていただきたいなと考えているところでございます。

あと、来年の米の生産目安でございますけれども、今年度並みに何とか落ち着き、転作率もこれ以上は厳しい数字になるようなことでありますので、ぜひ今年度並みで推移していただきたいなと思っているところでございます。

そういった中で、農地の売買、さらには貸し借り、非常に増えていくと思っておりますので、ぜひその辺については推進委員と共に、ひとつ相談をしながら何とかマッチングできるよう、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

若干長くなりましたけれども、一言ご挨拶とさせていただきます。今日はよろしく願い申し上げます。

事務局次長

ありがとうございます。

本日の欠席委員の届出について報告いたします。13番安部美紀委員、6番高橋 稔委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。したがって、出席委員は16名中14名で定足数に達しております。

それでは、高島町農業委員会総会会議規則第5条第1項により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は山口会長にお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、15番大浦健一委員、16番菅野 誠委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の東條係長を指名いたします。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りと決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、会期を本日1日限りと決定いたします。

議 長 次、日程第3、報第67号「新規就農者の申出について」1件を議題
といたします。

事務局の説明を求めます。・・・遠藤主任。

番 外 《遠藤主任》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第67号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方ございますか。4番菅野委員から何かござい
ますか。ないですか。分かりました。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第67号を終わります。

議 長 次、日程第4、報第68号「農地法第3条の3第1項の規定による届
出について」6件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第68号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方ございますか。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第68号を終わります。

議 長 次に、日程第5、報第69号「農地法第18条第6項の規定による通知について」10件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・遠藤主任。

番 外 《遠藤主任》 ただいまの件について、ご報告いたします。

【報第69号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方はございますか。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第69号を終わります。

議 長 次に、日程第6、議第138号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」5件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第138号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 申請番号33、34番について、高梨修一推進委員より1

1月13日に現地調査を行い、33番については畑として利用されている、34番については水稲作付、畑として利用されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号35、36、37番について、鈴木陽一推進委員より11月20日に現地調査を行い、水稲作付されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

私からですけれども、申請番号35番、36番、37番については、前回あっせん委員会であっせんが成立した物件関連の3名の方が入っておられるということで、今回、通常3条での所有権移転の申請ということで、ひとつご理解をお願いしたいなと思っております。

ほかに皆さんからありますか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長

ただいま議題となっております議第138号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、日程第7、議第139号「農地法第3条第1項の規定による賃貸

借権の設定移転許可申請に対する農業委員会の許可について」7件を議題といたします。

初めに、10ページの164番案件1件を議題といたします。この案件は、14番佐藤泰彦委員の関連案件でありますので、佐藤委員の退席を求めます。

(佐藤委員 退席)

議 長 事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 ただいまの件について、ご説明いたします。

【議第139号、164番を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 申請番号164番について、遠藤真二推進委員より11月20日に現地調査を行い、リンゴ栽培されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております1件の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 佐藤泰彦委員の入室を許可いたします。

(佐藤委員 着席)

議 長 次に、残りの6件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》

【議第139号、残りの6件を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区推進委員より現地調査の報告書が提出されておりますので、事務局の報告を求めます。・・・齋藤主事。

番 外 《齋藤主事》 申請番号165番、166番について、高梨義崇推進委員より11月21日に現地調査を行い、165番については水稻作付、一部自己保全、166番については自己保全されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号167番について、竹田昭二推進委員より11月14日に現地調査を行い、水稻作付されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号168番について、伊藤吉衛推進委員より11月16日に現地調

査を行い、〇〇については草が生えている状況、〇〇、〇〇については水稲作付されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号169番について、山木博一推進委員より11月19日に現地調査を行い、ブドウ栽培されており問題ないとの報告を受けております。

申請番号170番について、近野元七推進委員より11月12日に現地調査を行い、水稲作付されており問題ないとの報告を受けております。

以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております6件の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第8、議第140号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」1件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・東條係長。

番 外 《東條係長》 議第140号、農地法第5条第1項の規定に関する許可申請が1件提出されましたので、意見のほうを求めます。

【議第140号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表委員より報告願います。8番戸田雄市委員。

8 番 8番です。

 11月17日に、事務局の東條係長、齋藤主事、また私と横山委員とで現地のほう調査してまいりました。

 ご覧のように地図を見ていただいて、〇〇に一部看板が立っている圃場があるんですが、以前から野菜を作ったりされておまして、そちらの土地を今回、携帯電話のアンテナ基地局の一時的な転用ということで見てまいりました。今現在も野菜とかが栽培されておまして、問題ないということで見てまいりました。

 以上です。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

 (質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

 それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第140号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第9、議第141号「住宅（宅地）に隣接または附属する農地の指定申請に対する農業委員会の認定について」2件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・東條係長。

番 外 《東條係長》 議第141号、住宅（宅地）に隣接または附属する農地の指定申請に関して2件提出されましたので、意見を求めます。

申請番号5に関しましては、11月23日、取下げのほうの願いのほうが出されまして、受理しましたので、今回の議題から省かせていただきたいと思います。

【議第141号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表委員より報告願います。7番横山裕一委員。

7 番 7番です。

11月17日に戸田委員、東條係長、齋藤主事と現地確認に行っていました。それに行ってきたして事前着工もなく、問題なしと判断してまいりました。

以上となります。

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第141号について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第10、議第142号「地籍調査において登記簿上の地目が
農地である土地に関する地目認定について」3件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・東條係長。

番 外 《東條係長》 議第142号、地籍調査に関する地目の認定につきまして
3件意見照会がございましたので、説明いたします。こちらにつきまして
は地籍調査が再開されまして、年1回、建設課から照会があるものでござ
います。

17ページの図面を見ていただきますと、令和3年度の調査面積が0.
06平方キロメートルになっております。その調査の結果を踏まえまし
て、3筆の土地に対して意見の照会がありましたので、ご説明いたしま
す。

【議第142号を議案書をもとに朗読】

議 長 以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑
の方ございませんか。4番菅野委員。

4 番 4番です。

用悪水路というのはどういう水路のことを言うのか教えてください。

議 長

東條係長。

番 外

《東條係長》 用悪水路は、道路に付随する水路のほうを指しまして、雨水排水等も処理する水路のことを指しているものです。

議 長

4番、お分かりになりましたか。

4 番

再度確認します。普通の道路の脇に設置されている水路、あれは用悪水路と言うんですか。普通の水路ではないんですか。

議 長

東條係長。

番 外

《東條係長》 地目上は用悪水路ということでの記載になっております。

議 長

登記上は、用語として水路はありません。用悪水路になります。官地では水路になっているけれども、住宅街の部分で地目を決定する場合は、用悪水路になります。

4 番

分かりました。

議 長

そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議 長 　　ただいま議題となっております議第142号について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 　　異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。
議案のほうは終わりました。大変ありがとうございました。

議 長 　　引き続き、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。
最初に事務局次長、山口次長よりお願いいたします。

番 外 　　《山口次長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 　　続きまして、運営委員会委員長報告。8番戸田雄市委員長。

8 番 　　【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 　　続きまして、農地専門委員会委員長報告。10番齋藤浩紀委員長。

10番 　　【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 　　続きまして、農振専門委員会委員長報告。14番佐藤泰彦委員長。

14番 　　【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 　　続きまして、農委広報編集委員会委員長報告。5番黒田雅幸委員長。

5 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議長

続きますして、農業協同組合理事報告。4番菅野仁一理事。

4 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議長

続きますして、土地改良区理事報告。3番山田文則理事。

3 番

【報告事項並びに今後の日程説明】

議長

その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。